

養育費に関する法務省令の制定に向けた検討事項の整理

(前注) この資料では、民法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 33 号。以下「本改正法」という。）による改正前の民法の規定を指すときは「旧民法第●条」のようにいい、改正後の規定を指すときは「新民法第●条」のようにいう。

第 1 新民法の趣旨

1 養育費に関する改正の背景

養育費の履行確保は、子の健やかな成長のため、重要な課題である。しかし、令和 3 年度全国ひとり親世帯等調査によれば、養育費の受給率は、母子世帯で 28.1%、父子世帯で 8.7%と、低調である。そこで、本改正法は、養育費の履行確保に向けた改正をしている。

2 新民法第 308 条の 2 の趣旨

養育費の請求権は、子の健全な成長を支える重要な権利であり、社会的な保護の必要性が高い。しかし、旧法によれば、父母間で養育費の取決めがされていた場合であっても、債務名義がない限り債権者が民事執行の申立てをすることができない。このため、債務名義を有しない父母が養育費の強制的な履行請求をするためには、債務名義作成のための裁判手続と、その執行のための裁判手続という 2 度の裁判手続を行う必要がある。また、旧民法によれば養育費の債権者は一般債権者の 1 人にすぎないため、一定の費用と時間を費やして債務名義を取得して強制執行の申立てをしたとしても、差押えの競合が生じた場合には、その債権額に応じた配当等が得られるにとどまることとなってしまう。このことに対しては、養育費が比較的少額の債権であることを念頭に、債権者にとって手続の負担が重く、これが養育費の請求を断念せざるを得なくなる原因の 1 つとなっていたのではないかとの指摘がされていた。そこで、新民法第 306 条第 3 号及び第 308 条の 2 は、「子の監護の費用」に先取特権を付与することとしており、これにより、債権者は、債務名義がなくても、民事執行の申立てをすることができ、かつ、他の一般債権者に優先して弁済を受けることができることとなった。

もっとも、「子の監護の費用」に先取特権を付与することに対しては、法制審議会家族法制部会における議論の過程において、他の一般債権者と

の関係で優先的な地位を認めることをどのように正当化するかといった懸念の指摘があり、特に、過度に高額な養育費の合意がされている場合には、養育費の請求権の社会政策的な保護の必要性を考慮したとしても、その全額に優先権を与える必要はないのではないかと指摘がされた（家族法制部会資料30-2の15ページ参照）。そのため、新民法第308条の2は、養育費の債権者とこれに劣後する他の債権者との均衡を考慮しながら、子の監護に必要となる費用に優先性を認めようとする趣旨で、先取特権が付与される範囲を養育費等の定期金債権の「各期における定期金のうち子の監護に要する費用として相当な額」に制限した上で、その具体的な額については、「子の監護に要する標準的な費用その他の事情を勘案して当該定期金により扶養を受けるべき子の数に応じて法務省令で定めるところにより算定した額」と規定して省令に委任している。

3 新民法第766条の3の趣旨

旧民法によれば、養育費の支払を具体的に請求するためには、父母の協議又は家庭裁判所の手続による養育費の取決めが必要であるが、例えば、DVなどの事情により、離婚の際に養育費に関する協議や家庭裁判所に対する手続の申立てをすることが困難な場合があるとの指摘がされていた。そこで、新民法第766条の3は、養育費の取決めを補充する趣旨で、父母の生活水準に即した養育費の取決め等がされるまでの当面の間、離婚時から一定額の養育費を請求することができるという「法定養育費」の制度を新設している。

法制審議会家族法制部会においては、法定養育費の額について、①最低限度の額を定めるべきであるとの考え方と、②標準的な父母の生活実態を参考とした金額を定めるべきであるとの考え方が示された上で議論がされ、最終的に、①の考え方が採用された。その議論の過程では、法定養育費の制度を新設するに当たっては、法定養育費の正当化根拠や債務者側の負担に留意する観点からは、債務者の実際の扶養能力と無関係に一律に定められる法定養育費の額は比較的低額にならざるを得ないのではないかと意見や、法定養育費の仕組みが飽くまでも当事者の協議等による取決めがされるまでの暫定的・補充的な性質を有するものであることから、その額については①の考え方を採用しつつ、より高額の養育費の請求をする場面では当事者間の協議等に委ねるのが相当であるとの意見などが示された（家族法制部会資料30-2の19ページ参照）。このような議論を経て、新民法第766条の3第1項は、法定養育費の額について、「父母の扶養を受けるべき子の最低限度の生活の維持に要する標準的な費用の額その他の

事情を勘案して子の数に応じて法務省令で定めるところにより算定した額」と規定して省令に委任している。

また、新民法第766条の3第1項によれば、法定養育費の支払時期は毎月末日であるが、その始期（離婚の日）が属する月や、その終期（協議若しくは審判により養育費の額が定められた日又は子が成年に達した日のいずれか早い日）が属する月については、日割り計算をする必要がある。同条第2項は、この日割り計算の方法を省令に委任することとしている。

4 本改正法の立案過程における指摘

法制審議会家族法制部会における議論の過程では、養育費を真に必要としている者にとって、複雑な裁判手続を行うことは大きな負担となることなどを踏まえると、可能な限り単純な要件の下で簡便な手続により養育費の請求をすることができるようにする必要があるとの指摘があり、また、養育費の請求をする場面では、債務者の収入等の事情を債権者が把握できないこともあるとの指摘があった。こうした議論の経過を踏まえると、養育費等の請求権に先取特権を付与する上限額や法定養育費の額については、債権者や債務者の収入等の個別的事情にかかわらず、省令で一定の額を定めることが新民法の各規定の趣旨に合致するものと考えられる。

また、法制審議会家族法制部会における議論の過程では、養育費等の請求権に先取特権を付与する上限額や法定養育費の額については子1人当たりの額を定めるべきであり、子が複数いる場合は、この額に子の数を乗ずる方法により算定すべきであるとの指摘があった。

このほか、先取特権の上限額と法定養育費の額の関係については、前者の方が後者よりも高い額となることが想定される旨の指摘もあった。

第2 検討の視点と参考とすべき統計資料等

1 債権者側のニーズと債務者側の支払能力

養育費等の請求権に先取特権を付与する上限額や法定養育費の額等を検討するに当たっては、まずは、①養育費の請求権が子の健全な成長を支える重要な権利であるという債権者側のニーズから検討するアプローチが考えられる。この観点からは、先取特権の上限額についても法定養育費の額等についても、少しでも高い額とすることが、子の健全な成長を支える上で望ましいとの意見があり得る。

他方で、②債務者側の支払能力の観点から検討するアプローチも考えられる。すなわち、先取特権の上限額に関しては、他の一般債権者との関係での正当化根拠が問題となるが、これは、債務者の支払能力に限界がある

ことから生ずる問題である。また、法定養育費についても、これが債務者の実際の収入にかかわらず発生するものであることを踏まえると、その額が債務者側の支払能力を超える高額なものとなるおそれがないかを慎重に検討する必要があるとの意見があり得る。

具体的な検討を進めるに当たっては、これらの①及び②のいずれか一方に偏ることなく、前記第1のとおりの新民法の各規定の趣旨を踏まえつつ、①及び②の双方の観点からバランス良くアプローチしていくことが重要であると考えられる。

2 検討の参考としての養育費の算定方法

養育費等の請求権に先取特権を付与する上限額や法定養育費の額等は、父母の協議等によって定められる養育費の額と密接に関連すると考えられる。父母の協議により養育費の額を定める場合には、双方の収入や今後の支出の見通し等を含め、個別具体的な事情に応じて具体的な金額を定めることとなるが、父母の協議が調わない場合には、家庭裁判所の家事調停又は家事審判等によって養育費の額が定められることとなる。そして、家庭裁判所の家事調停等の実務においては、父母の収入や子の年齢及び人数により簡易迅速に養育費等の目安を算出することを目的とした標準算定方式・算定表（以下「算定表」という。）が用いられている。

算定表は、親が未成熟子に対して生活保持義務（自己の生活を保持するのと同程度の生活を被扶養者にも保持させる義務）を負うとの考え方を前提として（なお、この考え方は、新民法第817条の12第1項において明確化された。）、子が債務者と同居していると仮定すれば子のために振り分けられていたであろう生活費がいくらであるかといった観点から、養育費等を算出しようとする考え方を基礎としている。具体的には、①義務者及び権利者の各基礎収入（総収入から税法等に基づく標準的な割合による公租公課等を控除して推計した額）を基礎として（注1）、②生活保護基準及び教育費に関する統計から導き出される標準的な生活費指数によって推計された子に充てられるべき生活費について（注2）、③義務者及び権利者の基礎収入の割合で按分することにより、義務者が負担すべき養育費等の額が算定されるという方式となっている（注3）。ただし、算定表は、飽くまでも標準的な養育費等の目安を簡易迅速に算出することを目的とするものであり、最終的な養育費等の額は各事案の個別的要素をも考慮して定まるものである。

算定表は、父母の収入等に応じた標準的な養育費等の目安を算出するものであるから、父母の収入等にかかわらず一定の額を省令で定めるものと

する考え方（前記第１の４参照）とはその前提を異にするものであるが、その「一定の額」を検討する上では、算定表が基礎とする考え方や統計資料も一つの参考となると考えられる。

（注１）基礎収入は、総収入から、公租公課、職業費及び特別経費を控除して認定する。総収入は、給与所得者の場合、源泉徴収票の「支払金額」又は課税証明書の「給与の収入金額」により認定することが多く、自営業者の場合、確定申告書の「課税される所得金額」に基づいて認定するのが一般的である（ただし、「課税される所得金額」においては、既に職業費に相当する費用及び社会保険料が控除されている。）。控除すべき公租公課は、所得税、住民税及び社会保険料（健康保険料（介護保険料を含む）、厚生年金保険料及び雇用保険料）等とされている。職業費は、給与取得者として就労するために必要な経費であり、控除すべき費目は、「被服及び履物」、「交通」、「通信」、「書籍・他の印刷物」、「書雑費」、「こづかい」及び「交際費」とされている。特別経費は、生活基盤に必要な不可欠な費用等であり、控除すべき費目は、「住居関係費」、「保険医療」及び「保険掛金」とされている。司法研修所編『養育費、婚姻費用の算定に関する実証的研究』（法曹会）によれば、総収入に占める基礎収入の割合（理論値として算出される割合）は、給与所得者についてはおおむね５４～３８％、自営業者についてはおおむね６１～４８％となるとされている。

（注２）算定表では、子の年齢区分を０歳～１４歳、１５歳～の２区分とした上で、生活扶助基準（厚生労働省によって告示されている生活保護基準のうちの生活扶助基準）を用いて基準生活費を算出し、これに学校教育費を考慮して、親の生活費を「１００」とした場合の子に充てられるべき生活費の割合を算出することにより、子の生活費指数を導出している。司法研修所編『養育費、婚姻費用の算定に関する実証的研究』（法曹会）によれば、子の生活費指数は０歳～１４歳については「６２」、１５歳～については「８５」と導出されている。この算出の過程では、平成２５年度から平成２９年度までの生活扶助基準の平均値から、子のみの基準生活費（親１人子１人世帯の基準生活費から親１人世帯の基準生活費を差し引いた額）を、０歳～１４歳については月額４万１０５５円、１５歳～については４万８１８４円と算出されている。また、学校教育費については、平成２５年度から平成２９年度までの統計資料から、０歳～１４歳については年額１３万１３７９円（月額に引き直すと１万０９４８円）、１５歳～については年額２５万９３４２円（月額に引き直すと２万１６１１円）と算出されている。

（注３）なお、義務者の収入が義務者の最低生活費を下回る場合には、養育費等の免

除を認める考え方もあり得ないではない。しかし、親が未成熟子に対して負う扶養義務が生活保持義務であることなどから、一般に、義務者が低所得であることのみをもって一律に養育費等の支払義務が免除されるわけではないものとされている。

3 各種の統計資料等

(1) 養育費の額やその算定の基礎となる収入に関する資料

養育費等の請求権に先取特権を付与する上限額や法定養育費の額等を検討する際に「子の監護に要する標準的な費用その他の事情」（新民法第308条の2参照）や「父母の扶養を受けるべき子の最低限度の生活の維持に要する標準的な費用の額その他の事情」（新民法第766条の3第1項）を勘案するに当たっては、養育費の額に関する各種の統計資料や、算定表に基づく養育費の算定の基礎となる収入に関する各種の統計資料を参考とすることも考えられる。例えば、厚生労働省の令和3年度全国ひとり親世帯等調査（養育費の額やひとり親世帯の平均年間就労収入など）、裁判所の司法統計（調停等により取り決められた養育費の額など）、国税庁の民間給与実態調査（民間事業所における給与所得者の平均給与など）等が考えられる。

(2) 最低限度の生活の維持に要する標準的な費用についての資料

法定養育費の額を定めるに当たっては、「父母の扶養を受けるべき子の最低限度の生活の維持に要する標準的な費用の額」を勘案することとされているため、生活保護費の基準を参考とすることが考えられる。生活保護費は、厚生労働省によって告示されている生活保護基準に従い、「最低生活費」から収入を差し引いた差額が支給されるが、ひとり親世帯等に対しては、最低生活費に「児童養育加算」や「母子加算」がされることから、これらの加算額を参照することも考えられる。

(3) その他の参考資料

父母の離婚や別居後の子の監護に要する費用は、債務者が負担すべき養育費のみによって賄われるわけではない。法定養育費の額等について債権者側のニーズから検討するアプローチ（上記第2の1参照）においても、債権者にも一定の収入がある場合があることに留意する必要があると考えられる。特に、債権者には、養育費と別に、次のような社会保障給付（ただし、一定の所得制限があるものもある。）が支給される場合があることも、検討の際の参考になると考えられる。もっとも、算定

表による養育費の算定の際には通常は児童手当等を債権者の総収入として考慮しないものとされていることにも留意する必要がある。

ア 児童手当

児童手当は、児童手当法に基づき、児童を養育している者に支給される。支給額は、児童が3歳未満の場合は、1人当たり月額1万5000円（第3子以降は3万円）、児童が3歳以上高校生年代までの場合は、1人あたり月額1万円（第3子以降は3万円）である。

イ 児童扶養手当

児童扶養手当は、児童扶養手当法に基づき、父母が婚姻を解消した児童等の監護者等に支給される。支給額は、養育者らの所得に応じて、第1子につき月額4万5500円から1万0740円（第2子以降は、月額1万0750円から5380円の加算）である。

ウ その他（児童育成手当等）

地方自治体によっては、上記ア及びイのほか、条例等に基づいて一定の手当が支給される場合がある。例えば、東京都においては、ひとり親家庭の子1人当たり月額1万3500円を支給する児童育成手当の制度があり、また、0歳から18歳までの子（ひとり親家庭の子に限られない。）に対して1人当たり月額5000円を支給する018サポートが実施されている。

第3 検討事項

以上のような整理を踏まえ、養育費等の請求権に先取特権を付与する上限額や法定養育費の額等についての検討の視点や留意点、勘案すべき事情や参考とすべき統計資料等について、どのように考えるか。